

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）

6. デジタルガバメント分野

(3) 新たな取り組み

| No. | 事項名                     | 規制改革の内容   | 実施期間                             | 所管府省 |
|-----|-------------------------|---|----------------------------------|------|
| 7   | 個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ | <p>各府省は、それぞれの所管する行政手続のうち、事業者から要望の強いものなど優先度の高い手続について、それぞれの手続の実情を踏まえ、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、可及的速やかに取組を行うべきである。この場合において、取組の対象は、当該手続単体ではなく、前後の手続を含め、エンドツーエンドでデジタル化が図られるよう、対象となる手続に係る事業全体とする。取組に当たっては、目標オンライン利用率を定めるだけでなく、オンライン利用率を引き上げる上での課題を分析した上で、必要な取組を明らかにし、課題解決のための中間的な指標を K P I として設定した上で、各府省自ら、定期的に取り組の進捗状況等をチェックし、取組の見直しを行うことにより、P D C A サイクルを確立するものとする。その際には、利用者目線からの第三者的なチェックを受ける機会を設けることも原則とする。また、取組の進捗状況、デジタル技術の進展、社会の変化等を踏まえ、目標オンライン利用率の引上げや目標期間の短縮等の措置を取るものとする。</p> <p>規制改革推進会議は、各府省に対し、優先順位が高い手続の選定及び現在のオンライン利用率を踏まえた高い目標設定を求めるとともに、各府省の取組内容及び他の K P I 等をチェックし、デジタル化を妨げる要因について、その解決を求めるものとする。</p> | 令和 2 年度 目標の設定・計画の策定、可及的速やかに必要な措置 | 全府省  |

規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）

II 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

(3) オンライン利用の促進

| No. | 事項名                | 規制改革の内容   | 実施期間                           | 所管府省                               |
|-----|--------------------|---|--------------------------------|------------------------------------|
| 5   | オンライン利用率を大胆に引き上げる取 | <p>a 各府省は、令和 2 年度に旗艦的なものとして開始した以下の 28 事業について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間で P D C A を回してオンライン利用率を</p> | <p>a:引き続き措置</p> <p>b~f (略)</p> | <p>a:内閣府</p> <p>警察庁</p> <p>金融庁</p> |

|   |  |   |  |   |
|---|--|---|--|---|
| 組 |  | <p><u>大胆に引き上げる取組を着実に推進する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・ <u>建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化(国土交通省)</u></li> <li>・(略)</li> </ul> <p>b～f (略)</p> <p>g 各府省は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用が100%のものなどを除き、<u>原則として年間 10 万件以上の手続を含む事業の全てについて、28 事業(上記 a) に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う。</u></p> <p>h～j (略)</p> | <p>g:原則令和 3 年 10 月までに基本計画を策定し、取組を開始</p> <p>h～j (略)</p> | <p>総務省<br/>法務省<br/>財務省<br/>文部科学省<br/>厚生労働省<br/>農林水産省<br/>経済産業省<br/>国土交通省<br/>環境省</p> <p>b～f (略)</p> <p>g:全府省</p> <p>h～j (略)</p> |
|---|--|---|--|---|

規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

| No. | 事項名                            | 規制改革の内容   | 実施期間                           | 所管府省   |
|-----|--------------------------------|---|--------------------------------|--|
| 18  | 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進 | <p>a 各府省は、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始している以下の 93 事業（年間手続件数が 10 万件以上の行政手続：245 種類を含む）について、デジタル原則や会議が示す考え方も踏まえ、短い期間で P D C A を回して <u>オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドツーエンドでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図る。</u></p> <p>&lt;取組対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・ <u>建築基準法に基づく建築確認申請、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化(国土交通省)</u></li> <li>・(略)</li> </ul> | <p>a:引き続き措置</p> <p>b～i (略)</p> | <p>a:内閣府<br/>警察庁<br/>金融庁<br/>デジタル庁<br/>総務省<br/>法務省<br/>外務省<br/>財務省<br/>文部科学省<br/>厚生労働省<br/>農林水産省<br/>経済産業省<br/>国土交通省</p> |

|  |  |         |  |                |
|--|--|---------|--|----------------|
|  |  | b~i (略) |  | 環境省<br>b~i (略) |
|--|--|---------|--|----------------|